

～令和6年度八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内～

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

1 申請期間

令和6年4月15日(月)～令和7年1月31日(金) ※土日祝日・年末年始は除く

受付時間 : 8:30～17:00

※補助金の申請総額が予算に達し次第、申請受付が終了となります。

2 受付場所

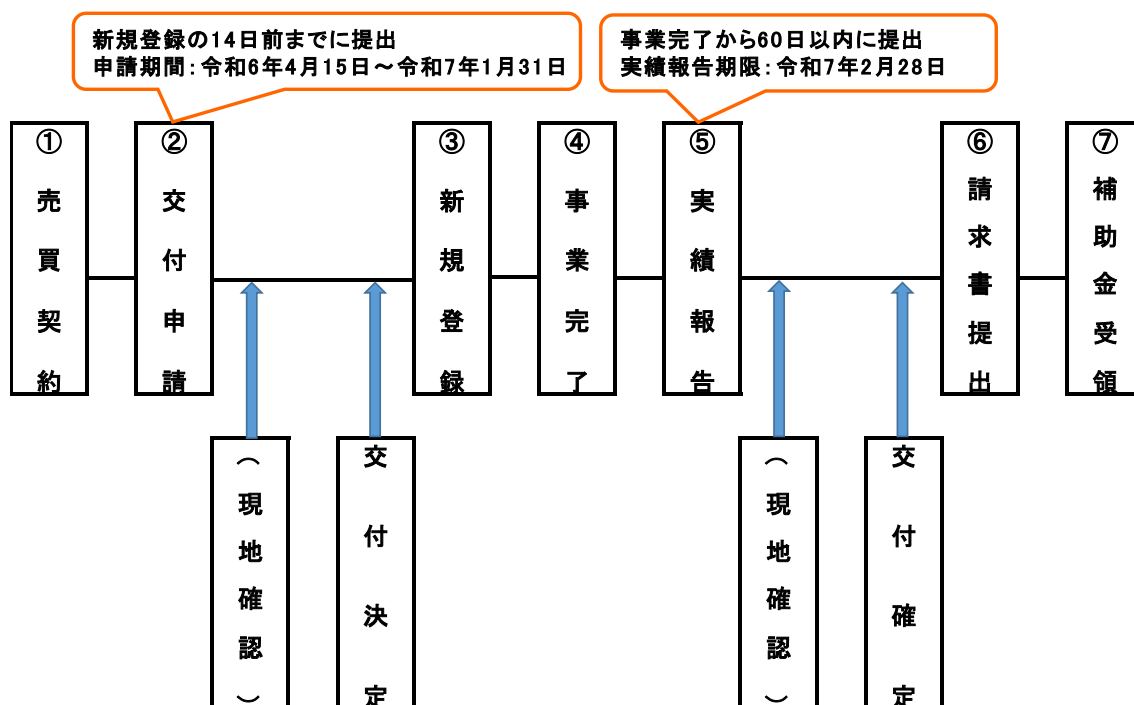
市役所2階 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室

申請方法 : 窓口・郵送

※郵送での受付は、郵送到着日当日の窓口申請分受付後とします。

※不備なく、全ての書類をご提出いただいた日を受付日とします。

3 補助の流れ



4 補助金の額

(1) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 15万円

(2) 住宅用太陽光発電設備を併設する場合 10万円

※補助対象経費が補助金の額に満たない場合にはその額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

※住宅用太陽光発電設備とは、太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいいます。

5 補助対象となる自動車の要件

- (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものであること。
(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。
- (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- (4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている自動車であること。
- (5) 関係法令に準拠していること。
- (6) 補助対象となる各自動車の要件について満たすこと。

設備の種類	設備の要件
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

6 補助対象経費

自動車本体の購入費

※消費税, 地方消費税相当額, 国等の補助金額を差し引いてください。

7 補助対象となる自動車を導入する住宅の要件

- (1) 実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され, 発電した電気を自動車に給電できること。
- (2) 実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
- (3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは, 実績報告の日までにV2H充放電設備が設置されていること。

8 補助対象者の要件

- (1) 『申請者＝契約者＝請求書名義』になっていること。
※名義の完全一致が原則になります。
認められない例)申請者:夫, 契約者・請求書名義:妻
上記の場合, 実績報告時 3 つの名義を統一していないと補助要件を満たさないことになり, 実績報告をいただいても補助の対象となりませんので注意してください。
- (2) 自動車の購入費等を負担し, 当該自動車を所有すること(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し, 所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより設置し, 所有者がリース事業者等である場合を含む)。
- (3) 自動車の導入をリースで行う場合には, 導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また, リース事業者は, リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。
なお, リース契約については, 次の各項のいずれかを満たすこと。
ア リース期間が財産処分制限期間(14(3)参照)以上の契約となっていること。
イ アを満たさない場合は, リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。
- (4) 市内に住所を有する個人であること。(実績報告日までに住民登録する場合を含む。)
- (5) 自動車を導入する住宅において, 導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し, 申請者が八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領に基づく補助を受けていないこと。

9 交付申請について

申請期間(令和6年4月15日(月)～令和7年1月31日(金))において、自動車検査証の新規登録日の14日前(同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までに、下記の書類を添えて申請してください。

※郵送の場合の期限は、令和7年1月31日(金)必着

申請時に必要な書類

1	交付申請書 (第1号様式) 右上の日付は未記入のまま提出してください。
2	補助対象設備の概要 (第1号様式 別紙) 申請する設備が記載されている用紙のみの提出で構いません。 事業完了予定日には、補助要件となる工事等がすべて完了する日を記載してください。 例)住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けるときは、納車、住宅用太陽光発電設備設置工事、V2H 充放電設備設置工事がすべて完了する日。
3	契約書・注文書・見積書等の写し 『申請者＝契約者』であること。 経費・車名・型式等が記載されていること。 自動車の導入をリースで行う場合、リース事業者が購入する自動車の購入費が確認できる書類及びリース契約書の写しを提出してください。
4	(※自動車の導入をリースで行う場合) 貸与料金の算定根拠明細書 (第1号様式 別紙2)
5	(※自動車の導入をリースで行う場合) 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し 法人のみ提出してください。
6	自動車の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
7	手続代行届出書 (第8号様式) 事業者等が手続を代行する場合、提出してください。 申請者の氏名は、 <u>申請者本人が自署または記名押印</u> してください。
8	申請前チェックシート 提出前に書類を確認し、チェックを付けてください。

10 交付申請の内容に変更や中止が生じた場合

変更とは？⇒申請時と異なる型式の物を購入した場合等

『八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書』(第3号様式)の提出が必要になりますので、必ずお問い合わせのうえ、ご確認ください。

11 自動車検査証の新規登録について

補助金申請を行った後、10日程度で申請者に交付決定通知書を送付します。通知を受けてから、自動車検査証に新規に登録するようにしてください。

なお、申請時の事業完了予定日より事業完了が遅れた場合は、変更の届出が必要となります。

12 実績報告について

事業完了日から60日以内、または令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに、下記の書類を提出してください。

事業完了日とは、補助要件となる工事等がすべて完了した日をいいます。

例)住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けるときは、納車、住宅用太陽光発電設備設置工事、V2H 充放電設備設置工事がすべて完了した日。

※郵送の場合の期限は、令和7年2月28日(金)必着

実績報告時に必要な書類

	書類等
1	実績報告書 (第5号様式) 右上の日付は未記入のまま提出してください。 「年 月 日付け八千代市環指令第 号」には、 <u>交付決定通知書の右上の日付・指令番号</u> を記入してください。不明な場合は、未記入のまま提出してください。
2	補助対象設備の概要 (第5号様式 別紙) 申請する設備が記載されている用紙のみの提出で構いません。
3	領収書等の写し 割賦払いで領収書が出ない場合は、販売店が発行する支払い証明書の写しを添付してください。 自動車の導入をリースで行う場合、提出不要です。
4	(※実績報告書(第5号様式)において、住民登録について市長が確認することに、同意しませんにチェックした場合) 住民票の写し(コピー不可) 設備を導入した住宅における申請者の住民票の写しで発行日から90日以内のもの
5	自動車を導入したことが分かる写真(カラー) ・自動車全体・ナンバープレート 保管場所において撮影すること。

6	<p>住宅用太陽光発電設備が設置されていることを確認できる書類の写し 以下のいずれかを提出してください。</p> <p>・接続契約のご案内の写し・太陽光パネルの保証書の写し・特定契約締結に係る書類の写し・売電明細の写し(住所・氏名が記載され, 発電設備が太陽光と確認できるもの。売電額は 0 円でも可。) ・住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真(カラー)</p>
7	<p>発電した電気を自動車に給電できることを確認できる書類の写し 以下のいずれかを提出してください。</p> <p>・給電設備の保証書の写し ・給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真(カラー)</p>
8	<p>自動車検査証記録事項の写し ※自動車検査証の燃料の種類が「電気」, 「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」, 用途が「乗用」, 自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限ります。</p>
9	<p>(※住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けるとき) V2H充放電設備が設置されていることを確認できる書類の写し 以下のいずれかを提出してください。</p> <p>・V2H充放電設備の保証書の写し ・V2H充放電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真(カラー)</p>
10	<p>(※申請時の事業完了予定日より事業完了が遅れた場合) 事業期間変更届出書</p>
11	<p>遅延理由書 事業完了日の翌日から起算して 61 日以上経過した場合には提出が必要になります。 <u>遅延理由書の提出により, 実績報告書の締め切り日(令和 7 年 2 月 28 日)が延長されるわけではありませんのでご注意ください。</u></p>
12	<p>交付請求書(第 7 号様式) <u>押印の省略が可能となったため, 様式に押印欄がありますが, 請求者の押印をせずに提出しても構いません。従来どおり押印したもので問題ありません。</u> 右上の日付は未記入のまま提出してください。 実績報告時にはまだ額の確定の通知をしていないため, 「 年 月 日付け八千代市環指令第 号」は未記入のまま提出してください。 補助対象設備の設置をリースで行う場合, 委任状も提出してください(押印省略不可)。 また, リース事業者が押印を省略する場合は, 本件責任者氏名, 本件担当者氏名, 連絡先を余白に記載してください。</p>
13	<p>(※申請時の代行者を変更する場合または実績報告のみ代行者が手続する場合等) 手続代行届出書(第 8 号様式) 事業者等が手続を代行する場合, 提出してください。 申請者の氏名は, <u>申請者本人が自署または記名押印</u>してください。 ※申請時の代行者から変更がない場合, 提出不要です。</p>
14	<p>実績報告チェックシート 提出前に書類を確認し, チェックを付けてください。</p>

13 補助金の支払いについて

実績報告提出後、概ね2週間程度で申請者に交付額確定通知を送付します。また、補助金の支払いについては、実績報告後概ね4週間後を予定しています。

14 その他の注意事項

(1) 書類の記入について

各種書類は、油性の黒のボールペンで記入し、消せるボールペンや修正テープ、修正液等は使用しないでください。

(2) 事前審査について

EメールやFAX、データ持ち込みでの事前審査は行っておりませんので、ご注意ください。

(3) 財産の管理・処分の制限について

財産処分制限期間である4年を経過するまでは、承認を受けた場合を除き、自動車の譲渡・処分はできません。もし、耐用年数期間内に処分・譲渡をした場合は、補助金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

15 提出・問い合わせ先

八千代市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室

〒276-8501 八千代市大和田新田312-5

電話：047-421-6767(直通)

メール：kankyou1@city.yachiyo.chiba.jp